

平成26年度
第4回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成26年7月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第4回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年7月10日（木）午後2時開会

開催場所 J A香川県高松市中央一宮支店 2階会議室

出席委員 19人

- 1番 山田 寛（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 南原 勉
- 7番 木村 保夫
- 8番 妻鹿 常男
- 9番 高砂 清一
- 10番 杉原 良祥
- 12番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 13番 山地 義口
- 14番 佃 光廣
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 兔子尾紀夫
- 17番 橋本 正計
- 18番 神内 茂樹
- 19番 羽田 剛（農地部会長職務代理者）
- 20番 溝渕 敏幸

欠席委員 1人

- 11番 雪野 利数

農業委員会事務局出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 藤澤 英宣
- 主任主事 寺井 康弘

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第5条第4項の規定による県の農地転用に係る協議
について
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第13号 採石法の規定による採取計画変更認可申請に対する意見につ
いて
- 議案第14号 平成25年度地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地
地目の地目認定について
- 報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議 長（農地部会長） ただ今から平成26年度第4回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は雪野委員の1名です。また、上砂委員は、遅れて出席するとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は16番兔子尾委員、19番羽田委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法4条第1項の規定による許可申請7番に関連しています。

2番は、賃貸人が経営規模の拡大を図るため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番は、賃貸人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法5条第1項の規定による許可申請20番に関連しています。

4番・5番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番は、賃貸人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請28番に関連しています。

7番も、賃貸人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請34番に関連しています。

8番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください。

9番は、賃貸人が耕作するため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離

作補償は有りません。

10番も、賃借人が労力不足のため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請3番に関連しています。

2番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請9番に関連しています。

4番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転9番に関連しています。

5番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請17番に関連しています。

6番と次ページの7番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

8番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について10件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、平成26年4月25日付けで貸店舗用地として転用許可を受けていましたが、予想利用者数から判断して、駐車場が不足することが判明したことに加え、西側レインボー通り及び東側市道の両方からのアクセスを可能とし利用客の利便性と交通安全に万全を期すため、駐車場用地を確保し、計画区域を拡張するため事業計画変更申請が提出されたものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請1番に関連しています。

2番は、平成26年3月28日付けで賃貸共同住宅用地として転用許可を受けていました

が、隣接地へもう1棟賃貸共同住宅を建築することとしたため、工事期間を延長する事業計画変更申請が提出されたものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請12番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、貸店舗敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が425平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

2番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年11月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が借地に建築している住宅が老朽化し、隣接する自己所有地に住宅を新築移転するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が133.38平方メートル有ります。

(午後2時30分 上砂委員入室)

4番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年8月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が146.35平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が538.89平方メートルあります。

7番は、発電出力43.7キロワット、パネル1枚の面積約1.47平方メートルを204枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢で耕作が困難な状況の中、設備の管理が容易な自宅の隣接農地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

7ページをお開きください。

8番も、発電出力89.2キロワット、パネル1枚の面積約1.61平方メートルを424枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は借り手が見つからず、農業を廃止することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、申請地は昭和61年7月に納屋と車庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が505.31平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、親・兄弟と同居している現住宅が子どもの成長に伴い手狭になったことから、隣接農地に住宅を新築し世帯分離をするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、発電出力48.96キロワット、パネル1枚の面積約1.57平方メートルを192枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢単身世帯で営農の継続が困難な中、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設を始め事業所が多く従業員等の入居が見込まれる地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

13番は、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年9月に倉庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が122.50平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年2月に住宅と納屋を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が

527.64平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8ページをお開きください。

15番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は自宅から遠く通作が不便なことに加え周囲を宅地に囲まれ耕作環境が良くない中、近隣には大学や多くの事業所が建築され入居が見込まれる地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、発電出力27.7キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを111枚、11基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、南側に小高い山林が連なる谷筋の不整形で耕作条件の悪く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地に隣接する狭あいでの不整形な農地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年4月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が557.12平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、発電出力49キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを168枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は借り手が見つからず、農業を廃止することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、香川県が施工する本津川改修工事により立ち退きになり、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、選定地の比較検討もされた結果、市道に面し代替する農家住宅の敷地面積として適当であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画は香川県の移転補償金の範囲内で妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切である

と考えます。

20番は、発電出力59.2キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを232枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は兼業農家で周辺環境の変化から農業経営の縮小を余儀なくされている中、19番の申請により移転する自宅の隣接地で設備の管理が容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地内に車庫と露天駐車場を整備できないため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年ごろに車庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が507.14平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9ページをお開きください。

22番の1と22番の2は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路とするもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が440.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年4月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は、農業経営施設のため無断転用とはなりません。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について23件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、

許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、転用計画の廃止により、許可の取消願が提出されたものです。取消後は、所有者が農地として利用するものです。

2番は、平成25年12月20日付けで賃貸共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、契約解除から許可の取消願が提出されたものです。取消後は、新たな転用事業者が賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請37番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

本件は、平成23年10月5日付けで併用地を利用し分家住宅用地として住宅1棟の転用許可を受けていましたが、その併用地に納屋を建築することとなり、新たな住宅用地として転用申請するのに併せて、申請地には車庫1棟を建築し、工事完了日を平成24年6月30日から27年1月31日にするため事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請45番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について御説明申しあげます。

通常、特別議案につきましては、担当現地調査委員から、現地確認の結果を御報告いただいておりますが、一昨日の段階におきまして、台風8号が直撃する模様でありましたことから、農地部会長と担当現地調査委員との協議をいたしまして、現地調査を中止することとなりました。

なお、現地につきましては、該当する各地区部会にて御確認の上、案件ごとの御審議をいただいているところでございますが、事務局担当者におきましても、事前に再度現地確認をいたしておきまして、その結果も併せて、今回申請の特別議案の御報告をさせていただきます。

別紙の特別議案書1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市立仏生山小学校南南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設・商業施設も整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立香東中学校東500メートルに在り、土木建築業を営む転用者が事業拡大に伴い手狭になった露天資材置場の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号バイパスに面する既存の資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が8,965平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川県立高松南高等学校南西650メートルに在り、分譲住宅用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県営一宮団地の西側に位置し、周辺は教育施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境が良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立古高松南小学校南600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は教育施設・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市林出張所東900メートルに在り、取扱い業務量の増加に伴い商品保管スペースと駐車場が手狭になっている自動車部品卸業を営む転用者が、倉庫・露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線高松東道路に近く交通の利便性が良く、既存敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が4,594.98平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、香川県立図書館南350メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主

要地方道中徳・三谷・高松線や県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が62.31平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市香川支所南西800メートルに在り、高松空港を利用して来県する観光・ビジネス客等の利用客を対象とするレンタカー会社が店舗移転用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松空港に近く国道193号線バイパスに面し利用客の利便性向上が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立川岡小学校北西700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千疋・高松線に面し交通の利便性が良く、琴電の駅にも近く住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が273.98平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市立香東中学校西北西300メートルに在り、発電出力99キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを400枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高齢で農作業が困難になり、自己所有地の中で高低差もある耕作条件の悪い農地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。

10番の申請地は、高松空港ターミナルビル北東1.4キロメートルに在り、10番の1が所有権移転、10番の2が賃借権を設定し、一体として産地直売の店舗移転先用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現店舗に近く、国道193号線バイパス及び主要地方道高松空港線に面し交通の利便性が良く、組合員の商品搬入及び来客の利便性向上が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

11番の申請地は、高松市国分寺支所南1キロメートルに在り、ドラッグストアへの貸店舗敷地用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、利用申込書も添付される等、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案11件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が82.06平方メートル有ります。

3番は、不動産業を主たる業務としている転用者は、高松市内での事業を展開するため、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

4番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には学校・医療機関・大型量販店があり、周辺は宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年4月に物置を建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が234.36平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、同一敷地内に居住している母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者の住居に隣接し、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、事業量の拡大から機材が増えたため、露天重機・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の事業所に隣接し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が89平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

13ページの8番・9番は、特別議案ですので、14ページをお開きください。

10番は、不動産業を主たる業務としている転用者が、高松市での事業を展開するため、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には小学校・医療機関があり、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家及び用途地域からも80メートルと近く、近隣には幼稚園・小学校があり、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には幼稚園・小学校・医療機関があり、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が99.06平方メートル有ります。

15番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

16番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、近隣には幼稚園・小学校・医療機関・大型量販店があり、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

18番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークから200メートルと近く、同族会社が開発分譲した住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページをお開きください。

21番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近く、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、建設業を営んでいる転用者は高松市内での受注が増えたことから、露天資材・

車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高速道路のインターチェンジに近く利便性も良いことから、転用理由と農地区分は適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークや主要地方道に近接し、周辺は宅地化の進んだ地区に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番も、非農家の自己住宅用地として、23番と隣接して転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークや主要地方道に近接し、周辺は宅地化の進んだ地区に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、23番・24番は同一所有者からの売買による所有権移転での申請であることから、宅地建物取引業法に抵触する恐れがあり、香川県住宅課への誓約書が差し入れられています。22番も同一所有者からの売買による所有権移転での申請ですが、香川県住宅課によると、宅地建物取引業法は、宅地、建物の敷地に供される土地の取引に関することから、適用除外との見解でした。

25番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道に隣接し、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページをお開きください。

26番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、3年前に隣接地に事業所を移転し農機具等の修理・整備をしていますが、展

示会等開催時の駐車場不足から、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。既に進入路として開発されている併用山林が670平方メートル有ります。

18ページをお開きください。

30番は、自己住宅を購入したのに併せ、勤務している電気設備会社を退職し、独立開業するため隣接農地を取得して事務用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居地に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が42.43平方メートル有ります。

32番は、隣接宅地を購入し宅地拡張をするに当たり、隣接地と水路の間に極小の申請地が田として存在しており、購入予定の土地と共に自家用の駐車場用地として利用するため宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張用地であり、農地として利用価値が極小のため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が402.07平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

33番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、近隣には幼稚園・小学校・医療機関があり、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、祖母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、施術所兼分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在り、来院者も見込ま

れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知7番に関連しています。

19ページをお開きください。

35番は、外食産業の業務用食材等の販売事業を行っている法人の代表者が露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の事業所の隣接に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は法人が取得して転用すべきですが、法人に資金の余裕がないことから、法人の代表者が取得して法人に貸し付けるものです。

20ページをお開きください。

37番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願2番に関連しています。

38番は、同居している父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年ごろに住宅を建て替えた際、申請地内に建物がはみ出していたのが判明したもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

39番は、転用者が代表取締役である電気水道工事業の法人の資材置場が不足していることから、従兄所有の農地を譲り受け貸車庫兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、会社に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年9月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本来であれば法人が取得して転用すべきですが、法人に資金の余裕がないことから、法人の代表者が取得して法人に貸し付けるものです。

41番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力39.60キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを238枚、3基と発電出力44.80キロワット、パネル1枚の面積約1.28平方メートルを202枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者の住居の隣接に在り、市道に面し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21ページをお開きください。

42番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

43番は、事業の拡大から資材及び製品置場が手狭になったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み事業所に隣接し、資材の搬入搬出がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

44番は、隣接地が分譲住宅用地として転用されることに伴い、水路の泥揚場等の管理地が必要となったことから、水路管理用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用水路の管理地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

45番は、父所有農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成23年10月5日付けで許可のあった分家住宅用地の事業計画変更に伴う拡張用地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

46番も、父所有農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、父親の住居の隣接に在り、農業の手伝い、親の老後の世話し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案35件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第4項の規定による県の農地転用に係る協議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第8号 農地法第5条第4項の規定による県の農地転用に係る協議について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

本件は、香川県が県立高松東高等学校の進入路及び駐輪場用地として整備するために転用するものです。

先月10日開催の第3回農地部会において、県の農地転用に係る法定協議事前調整申出について御審議いただき、転用候補地の選定及び事業計画は適当であると認められると回答したところですが、今回、その事前調整申出とまったく同じ内容により正式に協議書が提出されたものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、校

舎の全面改築に併せて、主要地方道塩江・屋島西線から学校敷地への進入路を整備するとともに、取り壊しとなる駐輪場の代替駐輪場を確保することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が529.79平方メートル有ります。

以上、議案第8号 農地法第5条第4項の規定による県の農地転用に係る協議について1件であります。同意する旨の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第4項の規定による県の農地転用に係る協議については、同意することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第4項の規定による県の農地転用に係る協議については、同意する旨とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

1番・2番は、遺贈により経営規模の拡大を希望する受贈者へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、3番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

3番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して野菜を作付けするものです。

4番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。

5番は、高齢の譲渡人が経営移譲するため後継者へ一括贈与するもので、取得後は野菜を作付けするものです。なお、審査基準のうち、20アールの下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権1番が同時に申請されており、要件を満たしています。

6番から次ページの9番までは、自作地相互の交換を行うものです。なお、9番につ

いては、使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

10番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

なお、審査基準のうち、下限面積要件を満たしていませんが、申請地の面積・形状等から隣接農地と一体でなければ利用することが困難と認められることから、農地法施行令第6条第3項第3号の規定による不許可の例外に該当するものです。

11番から13番までも、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

14番は、破産管財人である譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

15番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後はミカンを作付けするものです。

議案書25ページをお開きください。

16番は、譲受人が民事調停により取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

なお、審査基準のうち下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権3番が同時に申請されており、要件を満たしています。

17番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は野菜を作付けするものです。

18番は、自作地相互の交換を行うもので、取得後は野菜を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が、使用貸借により5年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転5番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため後継者である子に経営移譲を行っている貸人が10年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続きミカンを作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が、使用貸借により3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

本件は、平成2年4月から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

証明願がありました2件について現地調査を実施した結果、申請のあった農地は全て適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とい

たします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。平成26年7月4日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議をいただいたところ、いずれも農地法上の問題は無い旨報告を受けております。

それでは、資料の内容につきまして御説明いたします。

資料の1ページからの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容につきまして、対象地番及び除外後の用途が案件ごとに記載されております。最下段の小さな表内に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請は、除外後の件数合計が21件、合計面積が7,410平方メートルとなっております。

以上、議案第12号について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、異義のない旨決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、異義のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 採石法の規定による採取計画変更認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 採石法第33条の6の規定に基づく採取計画変更認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください

平成26年6月23日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画変更認可申請に対する意見照会がありました。

これは、同月19日付けで庵治町の採石事業者から香川県知事宛に採取計画の変更認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、庵治町湯谷地区の採石場です。

土石の採取場及び申請者は平成25年8月に回答したものと同じですが、採取する岩石の数量が増えるもので、地区部会で協議した結果、高松市長宛には、「本採取場の下流域には多少の農地があり、事業の進捗に当たっては、農地・農作物に影響を及ぼさないよう関係者と協議の上、進めること」との意見を付して回答しようとするものです。

以上、議案第13号 採石法の規定による採取計画変更認可申請に対する意見について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 採石法の規定による採取計画変更認可申請に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 平成25年度地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地地目の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第14号 平成25年度地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地地目の地目認定について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成26年6月17日付けで高松市長から平成25年度地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地地目の地目認定について照会がありました。

現地調査につきましては、牟礼町担当の農業委員及び牟礼支所の地籍調査担当職員と事務局職員とで現地を確認いたしました。資料の2枚目以降に農地変更調書を添付しております。

地籍調査後の土地が農地以外となるものが32件、分合筆により従前の農地の一部が農地として残るもの3件でございました。

高松市長への回答でございますが、地区部会で協議した結果「農地以外の土地について原状回復命令を発する事案は有りません」と回答しようとするものです。

以上、議案第14号 平成25年度地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地地目の地目認定について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 平成25年度地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地地目の地目認定については原案のとおり回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成26年6月10日から同年7月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の農地部会議決分といたしまして4条は無く、5条が6件、6月議決分といたしまして4条が19件、5条が33件、合計で4条が19件、5条が39件です。

許可保留件数につきましては、5月以前の農地部会議決分としまして4条が1件、5条が2件、6月議決分といたしまして4条が1件、5条が1件、合計で4条が2件、5条が3件です。取下については、有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

資料の1ページを御覧ください。

4条関係につきまして、平成26年5月議決分の12番が開発許可未了で許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

平成26年6月議決分の11番が開発許可未了で許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、平成26年4月分の21番、5月分の35番が開発許可未了で許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

6月議決分で12番が開発許可未了で許可保留となっております。

以上で今月分の報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第4回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員